

学校現場への専門家の配置に係る補足説明資料

1. スクールカウンセラー（SC）

○主な職務

- ①児童生徒への相談・助言
- ②教職員へのコンサルテーション（助言・協議・相談）
- ③教育相談や児童生徒理解に関する研修
- ④相談者への心理的見立て（アセスメント）と対応
- ⑤保護者や関係機関との連携、コミュニティワーク
- ⑥ストレスマネジメント等の予防的対応
- ⑦学校危機対応における心のケア

※子供たちの悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図るために、心理臨床の専門的知識や経験を有する学校外の人材をSCとして積極的に活用する。

2. スクールロイヤー

学校現場で発生する様々な問題に対して、裁判になってから関わるのではなく、むしろトラブルが予測されそうな段階から、学校の相談相手としての立場で、子どもの最善の利益の観点から、教育や福祉、子どもの権利等の視点を取り入れながら断続的に助言する弁護士。

あくまでも、学校側からの依頼により内部的に助言・指導をおこなうものであって、学校側の代理人となって対外的な活動を行うものではない。学校に対して、真に子供の最善の利益の視点からの助言を行う。

○想定される活動

- ① 触法、非行、暴力、性加害などの問題行動
- ② いじめ
- ③ 児童虐待
- ④ 不登校
- ⑤ 障害のある児童生徒への対応
- ⑥ 重大な少年事件やいじめ、自死事案等が発生した場合
- ⑦ 貧困問題
- ⑧ 保護者対応（行き過ぎたクレーム対応、学校事故への対応）

3. スクールソーシャルワーカー（SSW）

学校だけでは解決できにくい課題に対して、関係機関と連携を図りながら、児童生徒や保護者の生活等に目を向け、その環境尾の改善に向けた援助を行う、教育現場に福祉の視点を取り入れる専門家。

○主な活動

- ① 学校や教育機関での面談や訪問活動：問題行動に起因する子供の家庭環境や状況等に関する情報収集と、具体的な援助の糸口をつくるためにアセスメントを行う
- ② 県警機関へのつなぎ（連絡、代弁、介入、調整）：相談活動等直接的援助とともに、保護者や教員のニーズの代弁、問題解決に向けた情報の提供、地域機関との連携、児童福祉や障害者福祉、地域福祉等との関係・調整など間接的援助を行う。
- ③ 問題解決への関わり（援助体制構築）：ケース会等で社会福祉的視点に立った問題可決に向けた働きかけを提案し、学校、家庭、関係機関等が連携して活動できるよう援助する。